

中型・大型・けん引免許取得助成金交付要綱

平成31年 3月22日制定

令和 2年 3月24日改正

令和 6年 3月22日改正

一般社団法人山口県トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者が従業員に、中型免許、大型免許又はけん引免許を取得させた際の教習料の一部を助成することで、トラックドライバーの確保を促進し、安心、安全で安定した国内物流の維持・発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「従業員」とは、免許取得費用を支出する時点で既に雇用されている者を示す。

「中型免許」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満等の中型トラックを運転できる免許である。

「大型免許」とは、車両総重量11トン以上の大型トラックを運転できる免許である。

「けん引免許」とは、車両総重量750キログラムを超える他の車をけん引できる免許である。

(助成対象)

第3条 毎会計年度4月1日より3月末日の間に、上記第1条の対象免許のいずれかを取得した従業員が在籍している会員事業者を対象とする。

なお、助成対象となる免許取得者は、免許取得後1年以内に当該会員事業者を退職しないことに同意した者に限る。

また、同一従業員に対する助成回数は、1事業年度において1回のみとする。

(申請受付)

第4条 毎会計年度3月末日までとする。

助成は申請順に行うこととし、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切る。

(助成金額)

第5条 1人当たりの助成金額は、免許取得に係る費用（消費税を除く）の2分の1（千円未満切り捨て）とし、下記の金額を上限とする。

また、助成対象となる免許取得者数の上限は、1会員事業所当たり3人、但し、同一事業者当たり10人以内とする。

なお、2種類の免許を同年度に取得する場合は、それぞれの上限額を合算せず、上限の多い額のみを適用する。

免許種別	1人当たり助成上限額
中型（8トン限定解除も含む）	50,000円
大型	70,000円
けん引	30,000円

（申請方法）

第6条 助成を希望する会員事業者は、対象の従業員が免許取得後、次の書類を協会に提出しなければならない。

- ①中型・大型・けん引免許取得に係る助成金交付申請書（様式1）
- ②指定自動車教習所等に支払った費用の領収書の写し。（領収書（写し）は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書（写し）は不可。）
- ③健康保険証若しくはこれに代わる「資格確認書」の写し又は雇用保険被保険者証の写し
- ④運転免許証の写し
- ⑤在籍していることを確認するもの（運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し等のいずれか）
- ⑥誓約書（様式2）

（免許取得後1年経過時）

- 免許取得後1年経過時在籍証明書（様式3）

（助成金の交付）

第7条 協会は、上記第6条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 上記第6条に基づき提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合及び免許取得者が免許取得後1年以内に退職した場合は、その該当会員事業者は、中型・大型・けん引免許取得助成金返還報告書（様式4）を提出し、助成金を返還しなければならない。

なお、虚偽の事実が判明し、助成金の返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（報告）

第9条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して会員事業者に必要な報告を求めることができる。

附則

本要綱は、平成31年4月1日から適用する。

本要綱は、令和2年4月1日から適用する。

本要綱は、令和6年4月1日から適用する。